

## 平成 23 年度第 2 回成田市地域包括支援センター等運営協議会会議概要

### 1 開催日時

平成 24 年 3 月 15 日（木）午前 11 時 00 分から 11 時 55 分

### 2 開催場所

成田市役所 第 2 応接室

### 3 出席者

（委員）

亀山幸吉会長、鈴木三代子、鈴木恵子、鈴木敬一朗、藤江浩、多田照子、  
青柳和孝 以上 7 名 （欠席：岩本延子、長谷川修、宮前信彦）

（事務局）

川口福祉部長、設楽統括主幹、  
佐久間高齢者福祉課長、鈴木主査、秋山主査、吉野主任主事  
浅野介護保険課長、坂本副主幹、石井副主幹、三橋副主幹  
西部南地域包括支援センター（大麻社会福祉士）  
西部北地域包括支援センター（北村主任介護専門員）  
中央地域包括支援センター（出村主任介護専門員）  
東部地域包括支援センター（岩澤社会福祉士）

### 4 次第

#### 1. 開 会

#### 2. 福祉部長あいさつ

#### 3. 会長あいさつ

#### 4. 議題

##### 1 地域包括支援センターの運営等に関する事

（1）地域包括支援センターの委託について

（2）平成 24 年度地域包括支援センター事業計画について

（3）介護予防支援業務の委託について

##### 2 地域密着型サービスの運営等に関する事

（1）地域密着型サービスの状況について

（2）他市町村に係る同意の状況について

（3）地域密着型サービスの整備について

##### 3 その他

#### 5. その他

#### 6. 閉 会

### 5 議事（要旨）

#### 1 地域包括支援センターの運営等に関する事

（1）地域包括支援センターの委託について（事務局説明）

<質疑なし>

（2）平成 24 年度地域包括支援センター事業計画について（事務局説明）

(質疑応答)

委員 実態把握に関して、どのように勧めているかをお訊ねします。特に公津の杜は、新住民も多く、高層マンションもあるので、難しいのではないかと。消防と防災からの情報は活用できるのか。

また、予防に関して、プランの上限は撤廃されたが、40件以上は減算になってしまうわけですね。

それから、今回の法改正で報酬が抑えられた関係で、デイサービスが午前中だけになったり、入浴ができなくなるようなケースがあると思うが、どのように対処しているのか。

事務局 実態把握については、高齢者福祉課から提供を受けたリストを使って進めており、今のところは、特に問題は感じられない。

委員 リストは、住民票からの抽出であると思うが、住民票があっても住んでいない、住民票がなくても住んでいるようなケースは無いのか。あるようであればどのようにして把握しているか。消防などとの連携はしているのか。

事務局 実際、近所の方や家族から連絡が無いと入るのが難しい。今後消防など地域の方と連携をしていきたいと考えている。

家族がいる方で、家族が会わせてくれないようなケースは、警察に同行をお願いするような場合もあります。

名簿は、包括支援センターが独自に作成したもので、住民基本台帳から抽出したものは、各包括支援センターには渡していない。個人情報保護の観点から名簿をそのまま出すのは難しい。今までの実態把握により作成されたリストや民生委員の活動による情報等をもとに活動をしている。

委員 民生委員にも、名簿が渡されたり、渡されなかったりで、必ずしも名簿があって活動しているわけではない。近所の方の話を聞いて、独居高齢者世帯だったら調べに行っている。

委員 実態把握に関して、保健所の立場から言うと、特定疾患の患者さんについて、高齢者と結婚をしていない若者の世帯については、受診するように啓発をしているが、ここで、地域包括支援センターに相談を進めれば、実態把握の一つの流れができると思う。

事務局 今議会でも、3.11の大災害があったことから、地元の消防団と要支援者との関係について、個人情報保護の観点から行政同士でもなかなか連携しにくい部分がありましたので、今後、連携を図るための課題が整理されつつありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

委員 ケア体制の構築にあたって、関係機関との連携はどう図っていくか。想定していることがあったらお聞かせください。

事務局 がん患者さんのケースでは、在宅に入る際に、病院のケースワーカーから情報をもらっている。また、必要により病院の関係者と情報交換を行なって連携を図っている。

委員 2つ目の質問は、予防に関して、予防のケースをどうやってふっていくのか、また、デイサービスが午前中だけになったり、認知があつて入浴が必要なケースでも、入浴を断られるケースが出てくると思うが、どのように対処しているのか。

事務局 確かに法律では、要支援の方の上限は撤廃されたが、実際には、他の居宅介護支援事業所においても予防のケースは手一杯で受けられないということが多い。今は地域包括支援センターのケアマネが持つ件数を増やすことで対応しているが、さらに増えた場合は難しいかもしれない。

また、デイサービスについては、半日で終わり、午前中だけで昼食も食べないで帰すというところも出てきている。それについての苦情も多い。

また、今まで通りのサービスを提供してくれる事業所があるので、振り替えることで、今のところは対応できている。

委員 予防給付が始まった当初から、入浴が無かったもので、経過措置であつたもので、やらなくてもかまわないものなので、ある意味仕方が無い面もある。

事務局 要支援の方の通所介護に対する考え方を変える必要があるかもしれない。

要支援の方でも、自宅でお風呂に入れない方がいますので、入浴ができる事業所に振り分けるが、そういった事業者がパンクする心配もある。

委員 こういう状況下でも、必要なサービスを提供してくれる事業所もある。事業所の方針もあるが、企業努力だとは思いますが、経営という事を考えると難しい。

会長 介護保険制度に関して、大変貴重な課題だと思います。ぜひ介護保険事業計画に生かしていただきたいと思います。

### (3) 介護予防支援業務の委託について (事務局説明)

<質疑なし>

#### 2 地域密着型サービスの運営等に関すること (事務局説明)

(質疑応答)

委員 地域密着型特別養護老人ホーム蓬萊の杜の入所率はどのくらいか、また、じょうもんの郷成田デイサービスセンターは、お泊まりはあるか。

事務局 蓬萊の杜の入所率は、100%です。また、じょうもんの郷成田デイサービスセンターは、お泊まりはありません。

委員 デイサービスセンターのお泊まりについては、消防からスプリンクラーの設置などの指摘があつたり、県から指導されるケースがあると聞いているが、市は把握しているか。将来的には通所介護の指定も権限の移譲がされる可能性もあるわけだから。

事務局 デイサービスセンターのお泊まりについては、把握していないが、地域密着型の指定にあたっては、事前協議の時点で、建築住宅課や消防から指摘をいただき事前に問題点の解決をするようにしているが、自主事業である通所施設のお泊まりについては、消防から指導した話等は聞こえてくるが、本来であれば、介護保険課で把握するべきかもしれないが、消防の協力を得て、安全面の配慮をしているところです。権限が無いので、なかなかこれ以上のことはできない

というのが、現在の状況です。

事務局 蓬莱の杜については、ユニットが40床、多床室が17床でありましたので、多床室の部分について、地域密着型として指定させていただいたものです。

委員 短期入所は開設されたか。

事務局 職員の雇用が遅れており、フルオープンまで時間がかかっています。

### 3 その他（事務局説明）

次年度から、事務局が介護保険課から高齢者福祉課に移ることを報告

### 6 傍聴

傍聴者 なし

### 7 次回開催日時（予定）

平成24年7月～8月